



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月26日火曜日 第495号外1

## ◇ 目 次 ◇

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	(人事課).....	1
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	2
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	(職員厚生課).....	2
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....	(市町振興課).....	3
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(行革分権課).....	4
愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	(税務課).....	6
愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	7
愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....	(デジタルシフト推進課).....	7
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(消防防災安全課).....	9
医療法施行条例の一部を改正する条例.....	(医療対策課).....	11
精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例等の一部を改正する条例.....	(健康増進課).....	11
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及びファミリーハウスあい管理条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	12
愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例.....	(薬務衛生課).....	13
愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例.....	(男女参画・子育て支援課).....	15
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	16
愛媛県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	( " ).....	17
愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	(障がい福祉課).....	18
愛媛県手数料条例及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	(長寿介護課).....	19
愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例.....	( " ).....	20
愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例.....	(農地整備課).....	21
愛媛県漁港管理条例等の一部を改正する条例.....	(漁港課).....	21
愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....	23
愛媛県公立学校情報機器整備基金条例.....	(教育総務課).....	28
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	(高校教育課).....	29
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	(警察本部生活環境課).....	29
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(公営企業管理局総務課).....	30
愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	31
情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例.....	( " ).....	31
愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	33

## 条 例

### ○愛媛県条例第1号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
<b>第9条 省略</b>	<b>第9条 省略</b>
2 職員給与と条例第19条の4第1項、教育職員給与と条例第19条の4第1項又は会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員	2 職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項
_____のうち、基準日以前6箇月以	_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以

内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 育児休業をした職員(地方公務員法\_\_\_\_第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>12 旧機関(学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第11号)第2条の規定による改正前の国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。)の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた</p>	<p>附 則</p> <p>12 旧機関(学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第11号)第2条の規定による改正前の国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。)の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた</p>

場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to Article 1 of the Resident Basic Register Act Implementation Ordinance, covering items like the purpose, specific articles (1-5), and the scope of application.

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛媛県本人確認情報保護審議会)</p> <p><b>第5条</b> 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の本人確認情報の保護に関する審議会は、愛媛県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。</p>	<p>(愛媛県本人確認情報保護審議会)</p> <p><b>第5条</b> 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の本人確認情報の保護に関する審議会は、愛媛県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。</p>

**附 則**

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第5号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表(第2条関係)</b>		<b>別表(第2条関係)</b>	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～13 省略		1～13 省略	
<p>14 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第40号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(1)の3 省略</p> <p>(1)の4 法第6条の3第8項の規定に基づく診療所及び助産所に関する情報の報告等の命令に関する事務</p> <p>(1)の5～(38) 省略</p> <p><u>(39) 法第69条の2第2項の規定に基づく医療法人の収益及び費用等の報告の受理に関する事務</u></p> <p><u>(40) 法第69条の2第4項の規定に基づく厚生労働大臣への医療法人の活動の状況等の情報提供に関する事務</u></p> <p><u>(41)から(43)まで 削除</u></p> <p>(44)～(52) 省略</p>	保健所を設置する市	<p>14 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(1)の3 省略</p> <p>(1)の4 法第6条の3第6項の規定に基づく診療所及び助産所に関する情報の報告等の命令に関する事務</p> <p>(1)の5～(38) 省略</p> <p><u>(39)から(43)まで 削除</u></p> <p>(44)～(52) 省略</p>	保健所を設置する市
14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しく	保健所を設置する市	14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しく	保健所を設置する市

<p>は介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>13の2 法第69条の2第2項の規定に基づく医療法人の収益及び費用等の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(14)～(20) 省略</p>		<p>は介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>(14)～(20) 省略</p>	
<p>14の3～19 省略</p>		<p>14の3～19 省略</p>	
<p>20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 省略</p>	<p>各市町(法第4条第1項若しくは第2項若しくは第97条の2第1項の建築主事又は同条第2項の建築副主事を置く市を除く。)</p>	<p>20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 省略</p>	<p>各市町(法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の建築主事_____を置く市を除く。)</p>
<p>20の2 建築基準法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、前項第1号から第3号まで及び第4号の2から第13号までに掲げるもの(同項第7号、第8号及び第9号から第9号の3までに掲げる事務にあっては建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを、前項第11号及び第13号に掲げる事務にあっては同条第3項第1号及び第2号に掲げる規定に係る事務でこれらの建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>法第97条の2第1項の建築主事又は同条第2項の建築副主事を置く市</p>	<p>20の2 建築基準法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、前項第1号から第3号まで及び第4号の2から第13号までに掲げるもの(同項第7号、第8号及び第9号から第9号の3までに掲げる事務にあっては建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを、前項第11号及び第13号に掲げる事務にあっては同条第2項第1号及び第2号に掲げる規定に係る事務でこれらの建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>法第97条の2第1項の建築主事_____を置く市</p>
<p>21～59の6 省略</p>		<p>21～59の6 省略</p>	
<p><u>59の7 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)</u></p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可をした旨の通知及び公告に関する事務</u></p>	<p>各市町</p>		
<p>60～62 省略</p>		<p>60～62 省略</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収金の納付等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項に規定するもののほか、県の徴収金は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付し、納入し、又は払い込むことができる。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>(徴収金の納付等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項に規定するもののほか、県の徴収金は、<u>地方自治法施行令第158条の2第1項</u>の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付し、納入し、又は払い込むことができる。</p> <p>3 省略</p>

(愛媛県監査委員条例の一部改正)

第2条 愛媛県監査委員条例(昭和39年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(請求又は要求に基づく監査の執行期日)</p> <p><b>第7条</b> 法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、<u>第235条の2第2項又は第242条第5項の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、法第243条の2の8第3項の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2~4 省略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査の執行期日)</p> <p><b>第7条</b> 法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、<u>第235条の2第2項又は第242条第5項の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、法第243条の2の2第3項の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2~4 省略</p>

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 知事等 知事、副知事、教育長、管理者、監査委員、人事委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、警察本部長、警察本部長以外の地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)その他の職員(地方自治法<u>第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。</u>)をいう。</p> <p>(2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 知事等 知事、副知事、教育長、管理者、監査委員、人事委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、警察本部長、警察本部長以外の地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)その他の職員(地方自治法<u>第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。</u>)をいう。</p> <p>(2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令</p>

(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。

(3) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。

(3) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(平成19年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が<u>40人</u>未満である法人(知事が定めるものに限る。)であって令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」という。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>40人</u>未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって令和5年1月1日から令和7年12月31日までの各年の雇用障害者数が令和4年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が<u>43.5人</u>未満である法人(知事が定めるものに限る。)であって令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」という。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>43.5人</u>未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって令和5年1月1日から令和7年12月31日までの各年の雇用障害者数が令和4年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する令和7年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第8号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(個人番号の利用範囲)		(個人番号の利用範囲)	
<b>第2条 省略</b>		<b>第2条 省略</b>	
2 省略		2 省略	
3 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の13の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。		3 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の10の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。	
<b>別表第1(第1条、第2条関係)</b>		<b>別表第1(第1条、第2条関係)</b>	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1~7 省略		1~7 省略	
8 知事	<u>B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
9 知事	<u>特定疾患の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
10 知事	<u>先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
11 省略		8 省略	
12 省略		9 省略	
13 省略		10 省略	
14 省略		11 省略	
15 省略		12 省略	
16 省略		13 省略	
17 省略		14 省略	
18 知事又は教育委員会	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務	15 知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務
<b>別表第2(第1条関係)</b>		<b>別表第2(第1条関係)</b>	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1~3 省略		1~3 省略	
4 知事	<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務(同号に規定する利用特定個人情報であって生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの</u>	4 知事	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する</u> <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの</u>
5 省略		5 省略	



6 知事又は 教育委員会	法第19条第8号に規定する 特定個人番号利用事務	当該事務の区分に 応じ、法第19条第 8号に規定する利 用特定個人情報
-----------------	-----------------------------	--

6 知事又は 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げ る事務	当該事務の区分に 応じ、法別表第2 の第4欄に掲げる 情報
-----------------	---------------------	--

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
<b>別表第1(第2条関係)</b> 1~7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)別表第1の1の項から11の項までに掲げる事務 9 省略 <b>別表第2(第3条関係)</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>知事以外の執行 機関</th> <th>事 務</th> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の12の項から17の項までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		知事以外の執行 機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の12の項から17の項までに掲げる事務	省略		<b>別表第1(第2条関係)</b> 1~7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)別表第1の1の項から8の項までに掲げる事務 9 省略 <b>別表第2(第3条関係)</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>知事以外の執行 機関</th> <th>事 務</th> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9の項から14の項までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		知事以外の執行 機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9の項から14の項までに掲げる事務	省略	
知事以外の執行 機関	事 務														
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の12の項から17の項までに掲げる事務														
省略															
知事以外の執行 機関	事 務														
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9の項から14の項までに掲げる事務														
省略															

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の15の項の改正規定(「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改める部分に限る。)及び同条例別表第2の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県手数料条例の一部を改正する条例**

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
<b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b> 1 消防防災関係事務手数料 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>1~19 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施</td> <td>危険物 取扱者 試験手 数料</td> <td>(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200</u> 円</td> </tr> <tr> <td>21 消防法第 13条の23の</td> <td>危険物 取扱者</td> <td><u>5,300円</u></td> </tr> </table>		事 務	名 称	金 額	1~19 省略			20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施	危険物 取扱者 試験手 数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200</u> 円	21 消防法第 13条の23の	危険物 取扱者	<u>5,300円</u>	<b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b> 1 消防防災関係事務手数料 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>1~19 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施</td> <td>危険物 取扱者 試験手 数料</td> <td>(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700</u> 円</td> </tr> <tr> <td>21 消防法第 13条の23の</td> <td>危険物 取扱者</td> <td><u>4,700円</u></td> </tr> </table>		事 務	名 称	金 額	1~19 省略			20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施	危険物 取扱者 試験手 数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700</u> 円	21 消防法第 13条の23の	危険物 取扱者	<u>4,700円</u>
事 務	名 称	金 額																									
1~19 省略																											
20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施	危険物 取扱者 試験手 数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200</u> 円																									
21 消防法第 13条の23の	危険物 取扱者	<u>5,300円</u>																									
事 務	名 称	金 額																									
1~19 省略																											
20 消防法第 13条の3第 3項の規定 に基づく危 険物取扱者 試験の実施	危険物 取扱者 試験手 数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600</u> 円 (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600</u> 円 (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700</u> 円																									
21 消防法第 13条の23の	危険物 取扱者	<u>4,700円</u>																									

規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	法定講習受講手数料		規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	法定講習受講手数料	
22～25 省略			22～25 省略		
26 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 <u>6,600円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>4,400円</u>	26 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>
27～37の2 省略			27～37の2 省略		
38 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、39の項及び53の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、 <u>6,000円</u> ） ア～コ 省略 (3) 省略	38 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。_____39の項及び53の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____ _____ _____ _____ _____ ア～コ 省略 (3) 省略
39～41 省略			39～41 省略		
42 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	製造施設の許可に係る完成検査申請手数料	38の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律_____第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、 <u>6,100円</u> ）	42 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	製造施設の許可に係る完成検査申請手数料	38の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、 <u>6,100円</u> ）

43～90 省略		
備考 省略		
2～6 省略		

43～90 省略		
備考 省略		
2～6 省略		

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、別表1の表38の項及び42の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の人員の基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあっては、 1</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（病院の人員の基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 栄養士 _____ 病床数100以上の病院にあっては、 1</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例等の一部を改正する条例

（精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正）

**第1条** 精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告）</p> <p><b>第1条</b> 精神科病院の管理者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の7第1項、第2項若しくは第4項又は第40条の6第1項若しくは第3項の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないもの又は法第38条の7第1項若しくは第40条の6第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと知事が認める者に限る。）は、規則で定めるところにより、当該精神科病院に入院中の任意入院者（自ら入院した精神障害者であって、入院後1年以上を経過しているもの又は入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項の規定による行動の制限を受けたもの若しくは夜間以外の時間帯に当該精神科病院から自由に外出することを制限されたものに限る。以下同じ。）につい</p>	<p>（報告）</p> <p><b>第1条</b> 精神科病院の管理者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の7第1項、第2項又は第4項 _____ の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないもの又は同条第1項 _____ の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと知事が認める者に限る。）は、規則で定めるところにより、当該精神科病院に入院中の任意入院者（自ら入院した精神障害者であって、入院後1年以上を経過しているもの又は入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項の規定による行動の制限を受けたもの若しくは夜間以外の時間帯に当該精神科病院から自由に外出することを制限されたものに限る。以下同じ。）につい</p>

<p>て、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>て、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 生活歴及び現病歴</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 過去12月間の外泊の状況</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	---

( 職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正 )

第2条 職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第57条</b> 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく相談援助業務（精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14第1項の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</p>	<p>( 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第57条</b> 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく相談指導業務（精神障害者及びその家族等を訪問して行うものに限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14 _____ の規定に基づく訪問指導業務に従事したときに支給する。</p>

( 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正 )

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～16 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の6第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略</td> <td>保健所を設置する市</td> </tr> <tr> <td>17の2～62 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～16 省略		17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の6第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略	保健所を設置する市	17の2～62 省略		<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～16 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の7第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略</td> <td>保健所を設置する市</td> </tr> <tr> <td>17の2～62 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～16 省略		17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の7第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略	保健所を設置する市	17の2～62 省略	
事 務	市 町																
1～16 省略																	
17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の6第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略	保健所を設置する市																
17の2～62 省略																	
事 務	市 町																
1～16 省略																	
17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第33条の7第1項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)・(3) 省略	保健所を設置する市																
17の2～62 省略																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及びファミリーハウスあい管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及びファミリーハウスあい管理条例の一部を改正する条例

( 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 )

**第1条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条関係）			<b>別表第1</b> （第2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
ファミリー ハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、 <u>宿泊、休養等の施設</u> を提供する。	省略	ファミリー ハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、 <u>宿泊及び休養の施設</u> を提供する。	省略
省略			省略		

（ファミリーハウスあい管理条例の一部改正）

**第2条** ファミリーハウスあい管理条例（平成17年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務）</p> <p><b>第2条</b> ファミリーハウスは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する<u>宿泊、休養等の施設</u>の提供に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>（利用の許可）</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>プレイルーム（専用利用の場合に限る。）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p><b>第11条</b> 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>プレイルームの専用利用 1回につき 1,050円</u></p> <p>2～4 省略</p>	<p>（業務）</p> <p><b>第2条</b> ファミリーハウスは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する<u>宿泊及び休養の施設</u>の提供に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>（利用の許可）</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p><b>第11条</b> 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例**

（愛媛県手数料条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～3 省略			1～3 省略		
4 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	省略	4 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	省略
5 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	省略	5 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料	省略
6 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	省略	6 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	省略
7～113 省略			7～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3～6 省略			3～6 省略		

（愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）
第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。
(1) 省略	(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
(2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）、同条第1項第4号に規定する麻薬原料植物及び同項第6号に規定する向精神薬	(2) 省略
(3) 省略	(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
(4) 省略	(4) 省略
(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）	(5) 省略
(6) 省略	(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物
（指定）	（指定）
第11条 知事は、第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。	第11条 知事は、第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。
2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、愛媛県薬物指定審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次に掲げる場合には、当該手続を経ないで指定をすることができる。	2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、愛媛県薬物指定審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要し、あらかじめ愛媛県薬物指定審査会の意見を聴く時間的余裕がないときは、当該手続を経ないで指定をすることができる。
(1) 現に県民の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれ	

があると認める場合であって、あらかじめ愛媛県薬物指定審査会の意見を聴く時間的余裕がないとき。

(2) 他の地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続による科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったとき。

3・4 省略

(指定の失効)

第12条 指定は、指定をした薬物(以下「知事指定薬物」という。)が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 省略

(緊急時の勧告)

第17条 知事は、第2条第6号の薬物の濫用により現に県民の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物について指定をする前に、当該薬物を所持している者又は当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、若しくは広告した者に対して、これらの行為を中止し、又は当該薬物について廃棄等の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 省略

(販売の自粛の要請等)

第18条 知事は、その名称、使用方法等の表示内容その他の情報からみて、摂取、吸入等の方法により人の身体に使用されるおそれがあると認められる物(医療等の用途に使用される物を除く。)であって、第2条第6号の薬物に該当する疑いがあるもの(以下「薬物類似物」という。)を取り扱っていると認められる者その他の関係者に対して、その職員に、当該薬物類似物が当該薬物に該当するかどうかについて質問させることができる。

2 知事は、前項の規定による質問の結果、第2条第6号の薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、又は広告していたと認められる者に対し、当該薬物の製造、栽培、販売、授与、使用、広告又は販売若しくは授与の目的での陳列の自粛を要請することができる。当該質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、又は虚偽の答弁をした者についても、同様とする。

3 省略

3・4 省略

(指定の失効)

第12条 指定は、指定をした薬物(以下「知事指定薬物」という。)が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 省略

(緊急時の勧告)

第17条 知事は、第2条第7号の薬物の濫用により現に県民の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物について指定をする前に、当該薬物を所持している者又は当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、若しくは広告した者に対して、これらの行為を中止し、又は当該薬物について廃棄等の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 省略

(販売の自粛の要請等)

第18条 知事は、その名称、使用方法等の表示内容その他の情報からみて、摂取、吸入等の方法により人の身体に使用されるおそれがあると認められる物(医療等の用途に使用される物を除く。)であって、第2条第7号の薬物に該当する疑いがあるもの(以下「薬物類似物」という。)を取り扱っていると認められる者その他の関係者に対して、その職員に、当該薬物類似物が当該薬物に該当するかどうかについて質問させることができる。

2 知事は、前項の規定による質問の結果、第2条第7号の薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、又は広告していたと認められる者に対し、当該薬物の製造、栽培、販売、授与、使用、広告又は販売若しくは授与の目的での陳列の自粛を要請することができる。当該質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、又は虚偽の答弁をした者についても、同様とする。

3 省略

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から施行する。ただし、第2条中愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の改正規定(「指定薬物」の下に「(以下「指定薬物」という。)」を加える部分に限る。)及び同条例第11条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

愛媛県安心子ども基金条例(平成21年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例**

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>				<b>別表第1（第2条関係）</b>			
名称	目的	位置		名称	目的	位置	
省略				省略			
愛媛県 立さつき寮	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設として、困難な問題を抱える女性を入所させて、保護するとともに、医学的又は心理学的な援助を行い、自立の促進のためにその生活を支援する。</u>	省略		愛媛県 立さつき寮	<u>婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、配偶者等からの暴力を受けた女性の保護を行う。</u>	省略	
省略				省略			
<b>別表第2（第2条関係）</b>				<b>別表第2（第2条関係）</b>			
名称	目的	位置	所轄区域	名称	目的	位置	所轄区域
愛媛県 福祉総合支援 センター	(1)・(2) 省略  (3) 省略 (4) 省略 (5) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センターとして、相談、困難な問題を抱える女性の一時保護及び情報提供その他の援助を行う。</u>	省略		愛媛県 福祉総合支援 センター	(1)・(2) 省略 (3) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所として、相談、調査、医学的、心理学的及び職能的判定、指導並びに要保護女子の一時保護を行う。</u> (4) 省略 (5) 省略	省略	
愛媛県 東予子ども・	(1) 省略 (2) <u>困難な問題を抱える女性</u> 及び配偶者等からの暴力を受けた者	省略		愛媛県 東予子ども・	(1) 省略 (2) <u>売春を行うおそれのある女子</u> 及び配偶者等からの暴力を受けた者	省略	



女性支援センター	についての相談及び必要な援助を行う。			女性支援センター	についての相談、指導等	を		
省略				省略				

( 職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正 )

**第2条** 職員の特殊勤務手当等に関する条例 ( 昭和27年愛媛県条例第29号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第55条</b> 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>女性相談支援センター</u>又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員が従事する職業訓練又は生活指導の業務</p>	<p>( 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 )</p> <p><b>第55条</b> 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 婦人相談所 _____ 又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員が従事する職業訓練又は生活指導の業務</p>

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

( 趣旨 )

**第1条** この条例は、社会福祉法 ( 昭和26年法律第45号 ) 第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設 ( 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ( 令和4年法律第52号 ) 第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。 ) の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

( 設備及び運営に関する基準 )

**第2条** 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準 ( 令和5年厚生労働省令第36号 ) ( 同省令第5条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。 ) に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第16条第4項中「非常災害計画」とあるのは、「愛媛県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ( 令和6年愛媛県条例第16号 ) 第3条第1項に規定する施設防災計画」とする。

( 非常災害対策 )

**第3条** 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該女性自立支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画 ( 以下「施設防災計画」という。 ) を策定し、当該女性自立支援施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 女性自立支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 女性自立支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該女性自立支援施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

**附 則**

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ( 令和3年愛媛県条例第51号 ) は、廃止する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例(平成19年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料及び手数料の額) 第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)及び同条第3項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。) 同法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する通所特定費用の額との合計額 (2)~(4) 省略 2・3 省略	(使用料及び手数料の額) 第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。) 同法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する通所特定費用の額との合計額 (2)~(4) 省略 2・3 省略

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略  (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者) 第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。 (人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び	(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略 (3) <u>指定医療型児童発達支援事業者</u> <u>医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業を行う者をいう。</u> (4) <u>指定医療型児童発達支援事業所</u> <u>指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。</u> (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者) 第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>医療型児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。 (人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び

運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（同省令第40条（同省令第54条の5、第54条の9 \_\_\_\_\_、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者を除く。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、指定放課後等デイサービス事業者、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者（以下この条において「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2～5 省略

第6条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者に限る。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以下「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所個別防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 省略

運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（同省令第40条（同省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者を除く。）、指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者を除く。）、指定放課後等デイサービス事業者、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者（以下この条において「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2～5 省略

第6条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者に限る。）及び指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者に限る。）（以下「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所個別防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 省略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県手数料条例及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（愛媛県手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条 第4条、第7条関係）				別表（第2条 第4条、第7条関係）			
1 省略				1 省略			
2 保健福祉関係事務手数料				2 保健福祉関係事務手数料			
事	務	名称	金額	事	務	名称	金額
1～105 省略				1～105 省略			

106 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（従業者及び協力医療機関のみに係るものを除く。）の申請に対する審査	省略	
107 省略		
108 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（従業者及び協力医療機関のみに係るものを除く。）の申請に対する審査	省略	
109～113 省略		
備考 省略		

3～6 省略

106 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（従業者及び協力病院のみに係るものを除く。）の申請に対する審査	省略	
107 省略		
108 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（従業者及び協力病院のみに係るものを除く。）の申請に対する審査	省略	
109～113 省略		
備考 省略		

3～6 省略

（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同省令第103条（同省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第39条第2項（同省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（同省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第181条第2項（同省令第192条の12において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>（人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同省令第103条（同省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第39条第2項（同省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（同省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第181条第2項（同省令第192条の12において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和26年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収金)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 県は、知事が指定する法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号(同項第1号の規定を農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のいずれかに掲げる者に該当する者が、当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画の作成につき法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、<u>農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第91条の2第6項第1号の農業経営等の委託をした者が、当該委託を解除したことにより同号八に掲げる場合に該当することとなる場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該土地改良事業計画の作成につき法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から、当該農地中間管理権の存続する期間の終期までの期間が15年以上であるときは、この限りでない。</u></p> <p>3～5 省略</p>	<p>(特別徴収金)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 県は、知事が指定する法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号_____のいずれかに掲げる者に該当する者が、当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画の作成につき法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>3～5 省略</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

第1条 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、県が管理する第4種漁港の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第14条</b> 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について、<u>法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。</u>から、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項に規定する者</u>については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、県が管理する第4種漁港の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第14条</b> 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について<u>法第39条第1項の規定による採取又は</u> <u>占有の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)</u></p> <p>_____から、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県海を管理する条例の一部改正)

第2条 愛媛県海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「普通海域」とは、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第56条第1項の規定により公告されている水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く</u>県内の海域をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「普通海域」とは、<u>漁港漁場整備法</u> _____ (昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第56条第1項の規定により公告されている水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。</p>

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港漁場整備法 _____ (昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港漁場整備法 _____ (昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市
事務	市町								
1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市								
事務	市町								
1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港漁場整備法 _____ (昭和25年法律第137号)第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市及び西予市								

域内に限る。) (1)～(3) 省略		域内に限る。) (1)～(3) 省略	
1の2～7の2 省略		1の2～7の2 省略	
7の3 国有財産法に基づく事務のうち、前項に掲げるもの(漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条第1項第1号及び第2項の規定により市町が管理する漁港の区域内に所在する農林水産大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、伊方町及び愛南町	7の3 国有財産法に基づく事務のうち、前項に掲げるもの(漁港漁場整備法第25条第1項第1号及び第2項の規定により市町が管理する漁港の区域内に所在する農林水産大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、伊方町及び愛南町
7の4～62 省略		7の4～62 省略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

(愛媛県建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 愛媛県建築基準法施行条例(昭和35年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義等) 第2条 省略 2 特定主要構造部が令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物に対する第3条、第11条第6項及び第15条の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 (長屋の出入口と通路との関係) 第3条 都市計画区域内における長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するもので、周囲の状況により保安上支障がない場合は、この限りでない。 (1) _____法第2条第9号の3イ又はロに該当する構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。) (2) 省略 (敷地内の空地) 第11条 省略 2～5 省略 6 特定主要構造部が耐火構造で避難上支障がない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。 (1)～(3) 省略 7・8 省略 (出入口の前面の空地) 第15条 百貨店等の用途に供する建築物の外側の客用の出入口は、道路境界線から2メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものについては、3メートル)	(用語の定義等) 第2条 省略 2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号 _____又は第2号に該当する建築物に対する第3条、第11条第6項及び第15条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部 _____であるものの構造は、耐火構造とみなす。 (長屋の出入口と通路との関係) 第3条 都市計画区域内における長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号の _____に該当するもので、周囲の状況により保安上支障がない場合は、この限りでない。 (1) 主要構造部を法第2条第9号の3イ又はロに該当する構造とした建築物 _____ (2) 省略 (敷地内の空地) 第11条 省略 2～5 省略 6 主要構造部 _____が耐火構造で避難上支障がない場合にあつては第1項 _____の規定にかかわらず、次の各号 _____によることができる。 (1)～(3) 省略 7・8 省略 (出入口の前面の空地) 第15条 百貨店等の用途に供する建築物の外側の客用の出入口は、道路境界線から2メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものについては、3メートル)

以上後退し、かつ、当該出入口の前面に幅5メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、主要構造部が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）とされ、又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の高さ3メートル以上の部分については、この限りではない。

以上後退し、かつ、当該出入口の前面に幅5メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、主要構造部が準耐火構造\_\_\_\_\_とされ、又は\_\_\_\_\_不燃材料で造られた建築物の高さ3メートル以上の部分については、この限りではない。

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第2条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～46の6 省略			1～46の6 省略		
46の7 建築 基準法施行 令第137条 の12第6項 の規定に基 づく建築の 認定の申請 に対する審 査	既存 建築 物の 敷地 と道 路と の関 係の 建築 認定 申請 手数 料	31,000円			
46の8 建築 基準法施行 令第137条 の12第7項 の規定に基 づく建築の 認定の申請 に対する審 査	既存 建築 物の 道路 内に おけ る建 築認 定申 請手 数料	31,000円			
47～101の9 省略			47～101の9 省略		
101の10 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 （平成24年 法律第84 号）第53条 第1項の規 定に基づく	低炭 素建 築物 新築 等計 画認 定申 請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する	101の10 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 （平成24年 法律第84 号）第53条 第1項の規 定に基づく	低炭 素建 築物 新築 等計 画認 定申 請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する



<p>低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (ア)～(イ) 省略                  イ 省略                  (2) 省略</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (ア)～(イ) 省略                  イ 省略                  (2) 省略</p>
<p>101の11 省略</p>		<p>101の11 省略</p>	
<p>101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料                  次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (ア) 工場、倉庫その他知事が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。）                  非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  a～e 省略                  (イ) 省略                  イ 省略                  (2) 省略</p>	<p>101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料                  次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (ア) 工場、倉庫その他知事が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。）                  非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  a～e 省略                  (イ) 省略                  イ 省略                  (2) 省略</p>
<p>101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上</p>	<p>省略</p>	<p>101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上</p>	<p>省略</p>

<p>等に関する 法律第12条 第2項及び 第13条第3 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 確保計画の 変更に係る 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定</p>			<p>に関する法 律第12条 第2項及び 第13条第3 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 確保計画の 変更に係る 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定</p>		
<p>101の14 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律施行規 則（平成28 年国土交通 省令第5 号）第11条 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の軽 微な変更に 関する証明 書の交付</p>	<p>省略</p>		<p>101の14 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律施行規則 （平成28 年国土交通 省令第5 号）第11条 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の軽 微な変更に 関する証明 書の交付</p>	<p>省略</p>	
<p>101の15 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律第34条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査</p>	<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定 申請 手数 料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計 画が建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合するか どうかの審査を申し出ない者 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上 計画に建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第34条第 3項の他の建築物に関する事項を 記載しない場合 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 (7) 同法第35条第1項に掲げる基 準の適合性に関し、住宅の品質 確保の促進等に関する法律第5 条第1項に規定する登録住宅性 能評価機関若しくは建築物の工</p>	<p>101の15 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第34条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査</p>	<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定 申請 手数 料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計 画が建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合するか どうかの審査を申し出ない者 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上 計画に建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第34条第 3項の他の建築物に関する事項を 記載しない場合 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 (7) 同法第35条第1項に掲げる基 準の適合性に関し、住宅の品質 確保の促進等に関する法律第5 条第1項に規定する登録住宅性 能評価機関若しくは建築物の工</p>

		<p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略 (イ) 省略 イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額 (2) 省略</p>			<p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略 (イ) 省略 イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額 (2) 省略</p>	
<p>101の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>			<p>省略</p>		
<p>101の17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適</p>		<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適</p>	

	<p>合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p>		<p>合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の18・102 省略		101の18・102 省略	
備考 省略		備考 省略	
6 省略		6 省略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県公立学校情報機器整備基金条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 公立学校における情報機器の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、

なおその効力を有する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数） <b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,846人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>7,988人</u> 計 <u>11,834人</u>	（定数） <b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,825人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>7,989人</u> 計 <u>11,814人</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
（手数料の納付時期） <b>第3条</b> 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1) 別表4の項、13の項及び14の項 <u>に</u> 掲げる手数料 届出の際 (2)～(4) 省略 <b>別表</b> （第2条、第3条、第6条、第7条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～18 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習</td> <td>猟銃操作等技能講習手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td>19～46 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査</td> <td>警備業認定更新手数料</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>49 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～18 省略			18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>14,000円</u>	19～46 省略			47 削除			48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新手数料	省略	49 削除			（手数料の納付時期） <b>第3条</b> 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1) 別表4の項、13の項、14の項、62の項及び63の項に掲げる手数料 届出の際 (2)～(4) 省略 <b>別表</b> （第2条、第3条、第6条、第7条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～18 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習</td> <td>猟銃操作等技能講習手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>12,700円</u></td> </tr> <tr> <td>19～46 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</td> <td>警備業認定証再交付手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査</td> <td>警備業認定更新手数料</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>49 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え</td> <td>警備業認定証書換え手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>2,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～18 省略			18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>12,700円</u>	19～46 省略			47 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	<u>2,000円</u>	48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新手数料	省略	49 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	<u>2,200円</u>
事 務	名 称	金 額																																									
1～18 省略																																											
18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>14,000円</u>																																									
19～46 省略																																											
47 削除																																											
48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新手数料	省略																																									
49 削除																																											
事 務	名 称	金 額																																									
1～18 省略																																											
18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>12,700円</u>																																									
19～46 省略																																											
47 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	<u>2,000円</u>																																									
48 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新手数料	省略																																									
49 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	<u>2,200円</u>																																									

50～59 省略		
----------	--	--

50～59 省略		
60 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
61 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円
62 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出証明書交付手数料	3,600円
63 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円
64 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円

備考 省略

備考 省略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（経営の基本）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県富郷発電所</td> <td>同</td> <td><u>3,000</u>キロワット</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県富郷発電所	同	<u>3,000</u> キロワット	省略			<p>（経営の基本）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県富郷発電所</td> <td>同</td> <td><u>2,900</u>キロワット</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県富郷発電所	同	<u>2,900</u> キロワット	省略		
名 称	位 置	最大出力																							
省略																									
愛媛県富郷発電所	同	<u>3,000</u> キロワット																							
省略																									
名 称	位 置	最大出力																							
省略																									
愛媛県富郷発電所	同	<u>2,900</u> キロワット																							
省略																									

附 則

この条例は、令和7年3月31日までの間において管理規程で定める日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例**

愛媛県議会基本条例（平成23年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本理念）</p> <p><b>第2条</b> 議会は、<u>県民が選挙した議員をもって組織され</u>、二元代表制の一翼を担い、県の重要な意思決定に関する事件を議決する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p><b>第3条</b> 議員は、<u>議会の権限の適切な行使に資するため</u>、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に<u>応え</u>、誠実にその職務を行う責務を有する。</p>	<p>（基本理念）</p> <p><b>第2条</b> 議会は _____、二元代表制の一翼を担い、県の _____ 意思決定を行う _____ 議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p><b>第3条</b> 議員は _____、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に<u>応える</u> _____ 責務を有する。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例**

（目的）

**第1条** この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例並びに議会又は議長の定める規則及び規程をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

**第3条** 議会等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を

使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、議会等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。  
(電子情報処理組織による処分通知等)

**第4条** 議会等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該処分通知等を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、議会等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。  
(電磁的記録による縦覧等)

**第5条** 議会等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。  
(電磁的記録による作成等)

**第6条** 議会等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、議会等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。  
(適用除外)

**第7条** 愛媛県議会委員会条例(昭和29年愛媛県条例第24号)並びに愛媛県議会請願書取扱規則(昭和23年8月愛媛県議会告示)、愛媛県議会傍聴規則(昭和24年9月愛媛県議会告示第4号)及び愛媛県議会会議規則(昭和30年3月愛媛県議会告示第1号)の規定に基づく手続等については、この条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

**第8条** 議長は、毎年度、議会等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

**附 則**

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>



